

【公開版】

2022 再計発第 73 号

2022 年 6 月 10 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 4 月 15 日付け 2022 再計発第 7 号をもって申請しました、再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

■：核不拡散の観点から公開できない箇所

1. 補正の内容

再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付1に示すとおり変更する。また、別添「再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表」を、添付2に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

品質・保安会議に係る事項の変更について、安全・品質本部副本部長を委員として明確にすること及び役員等への安全に係る教育の実施計画を審議事項として明確にすることを反映するため、2022年4月15日付け2022再計発第7号をもって申請した再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書について、補正を行う。

以 上

## 1. 変更の内容

令和 3 年 5 月 21 日付け原規規発第 2105219 号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表

## 2. 変更の理由

以下に示すとおり、MOX 燃料加工施設の建設工事に伴う保全区域の変更、品質・保安会議に係る事項の変更等について反映する。

### (1) 保全区域の一部変更

MOX 燃料加工施設の建設現場拡張に伴い、保全区域近傍で実施する建設工事が保全区域に係る管理に及ぼす影響を軽減するため、保安規定第 96 条（保全区域）及び第 97 条（周辺監視区域）の変更を行い、現在の保全区域を一部変更する。

### (2) 品質・保安会議に係る事項の変更

今般、組織的な対応の強化のため、これまで進めてきた安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約する一環として、以下の品質・保安会議に係る事項の変更を反映する。

#### a. 品質・保安会議議長等の変更

品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更し、安全・品質本部副本部長を委員に追加するため、保安規定第 17 条（職務）、第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図 1（保安に関する組織）の変更を行う。

第 17 条（職務）の変更に伴い、第 5 条（品質マネジメントシステム計画）で引用している号番号の変更を行う。

#### b. 再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の変更

再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第 17 条（職務）及び第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

### (3) 記載の適正化

誤記修正その他の記載の適正化を行う。

## 3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。

(2) 本規定施行の際、第 5 条（品質マネジメントシステム計画）5.5.2（品質マネジメントシステム管理責任者）、第 17 条（職務）第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第 6 号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図 1（保安に関する組織（第 16 条関係））のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

(3) 本規定施行の際、別図 4（保全区域図（第 96 条関係））及び別図 5（周辺監視区域図（第 97 条関係））については、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

以 上

## 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 6 )

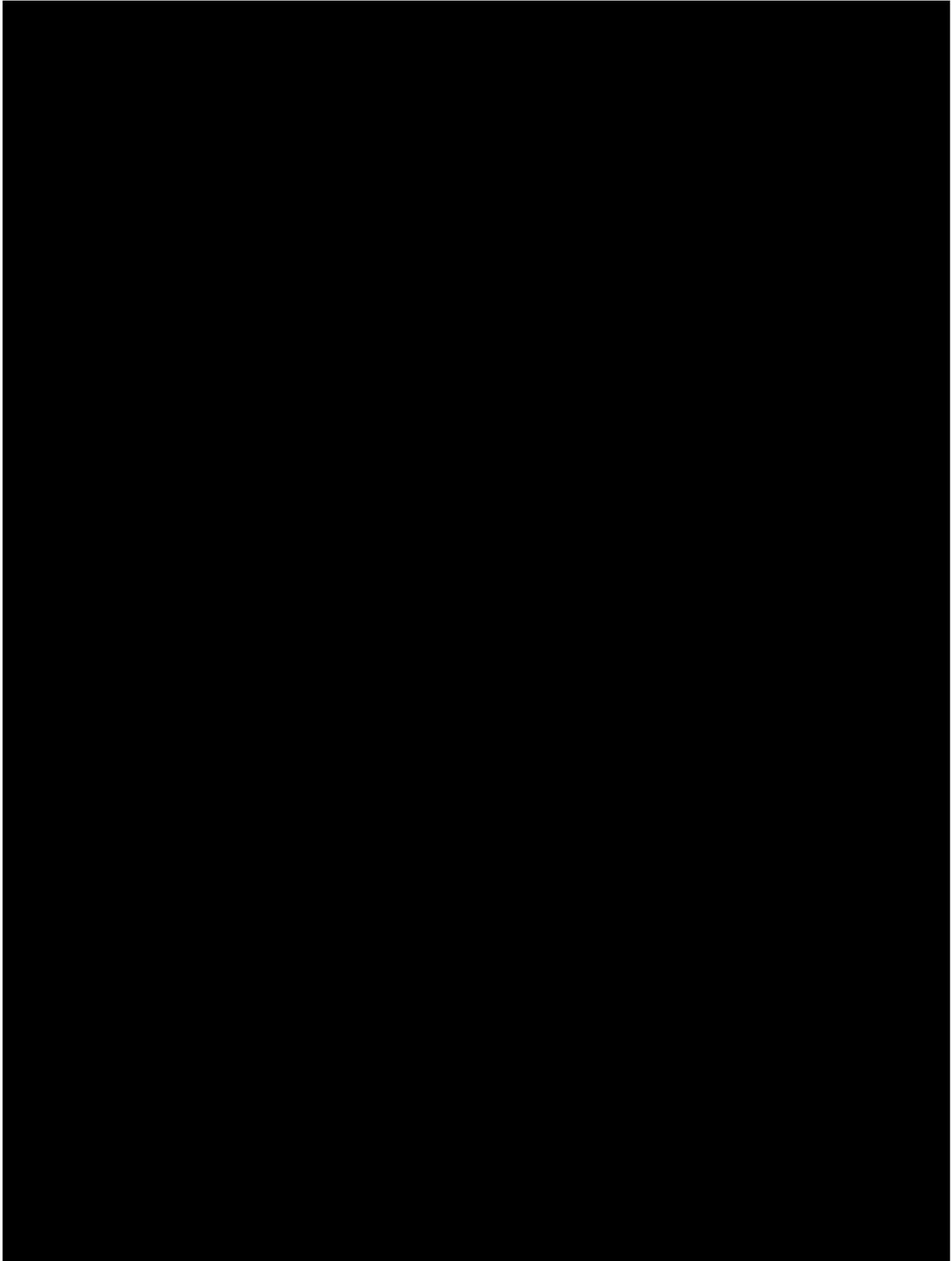
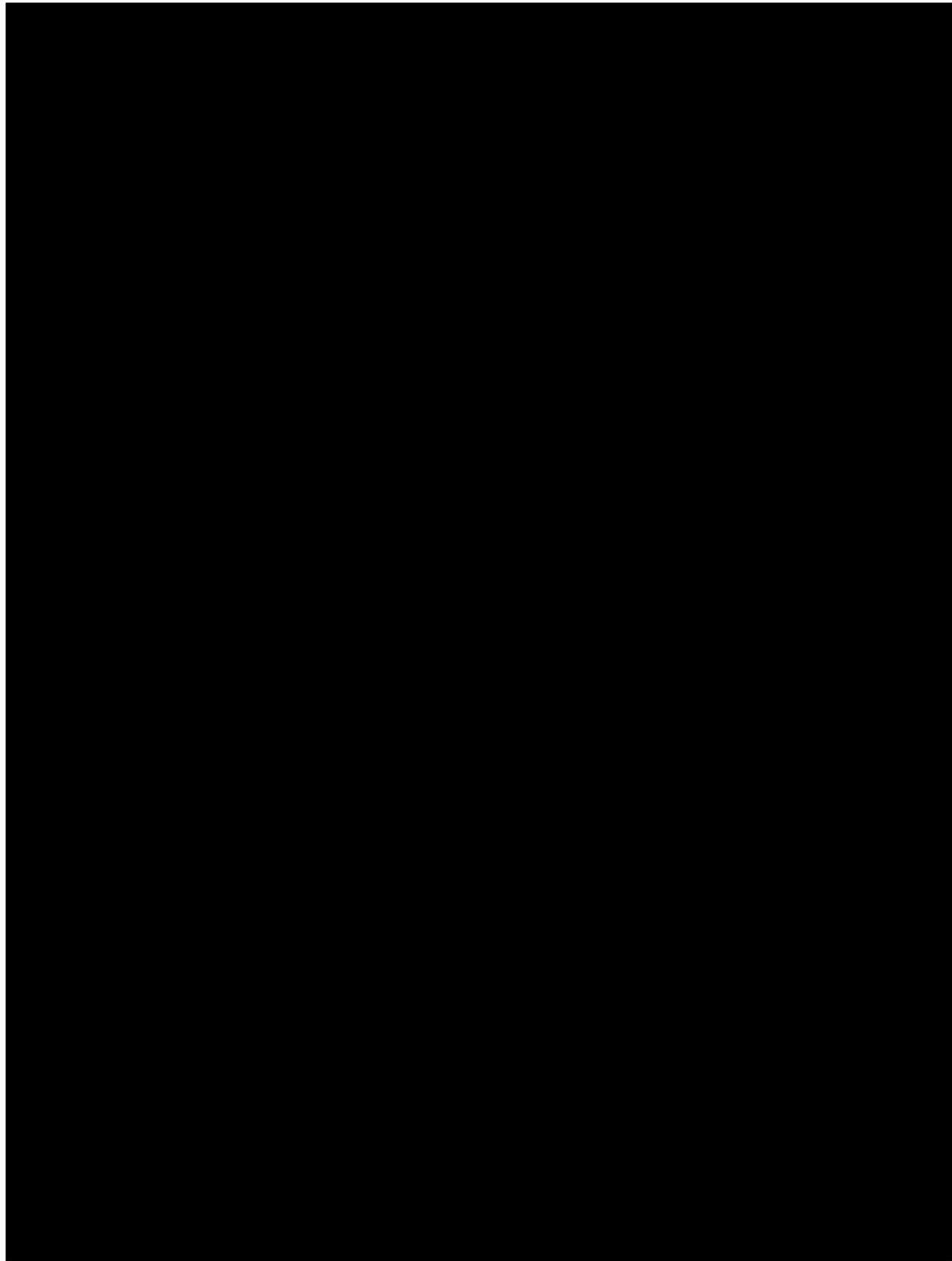
現 行	変更後	変更理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第7号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・品質本部副本部長の追加に伴う号番号の繰り下げ</li> </ul>
<p>(職 務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(6)～(62)</u> (略)</p>	<p>(職 務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</u></p> <p><u>(7)～(63)</u> (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員等への安全に係る教育(以下「役員教育」という。)の実施責任者を明確化</li> <li>安全・品質本部副本部長の職務を追加(以降、番号を繰り下げ)</li> </ul>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(4)～(5)</u> (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長(安全担当)</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第17条に基づく再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画</u></p> <p><u>(5)～(6)</u> (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員教育の実施計画を審議事項に追加(以降、番号を繰り下げ)</li> <li>品質・保安会議の議長を変更</li> <li>安全・品質本部副本部長を品質・保安会議の委員に追加</li> <li>安全・品質本部副本部長を会議の成立に必要な委員に追加</li> <li>安全・品質本部副本部長を持ち回り審議の対象となる委員に追加</li> <li>役員教育の実施について、品質・保安会議の審議事項(第20条第1項)及び安全・品質本</li> </ul>

## 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 2 / 6 )

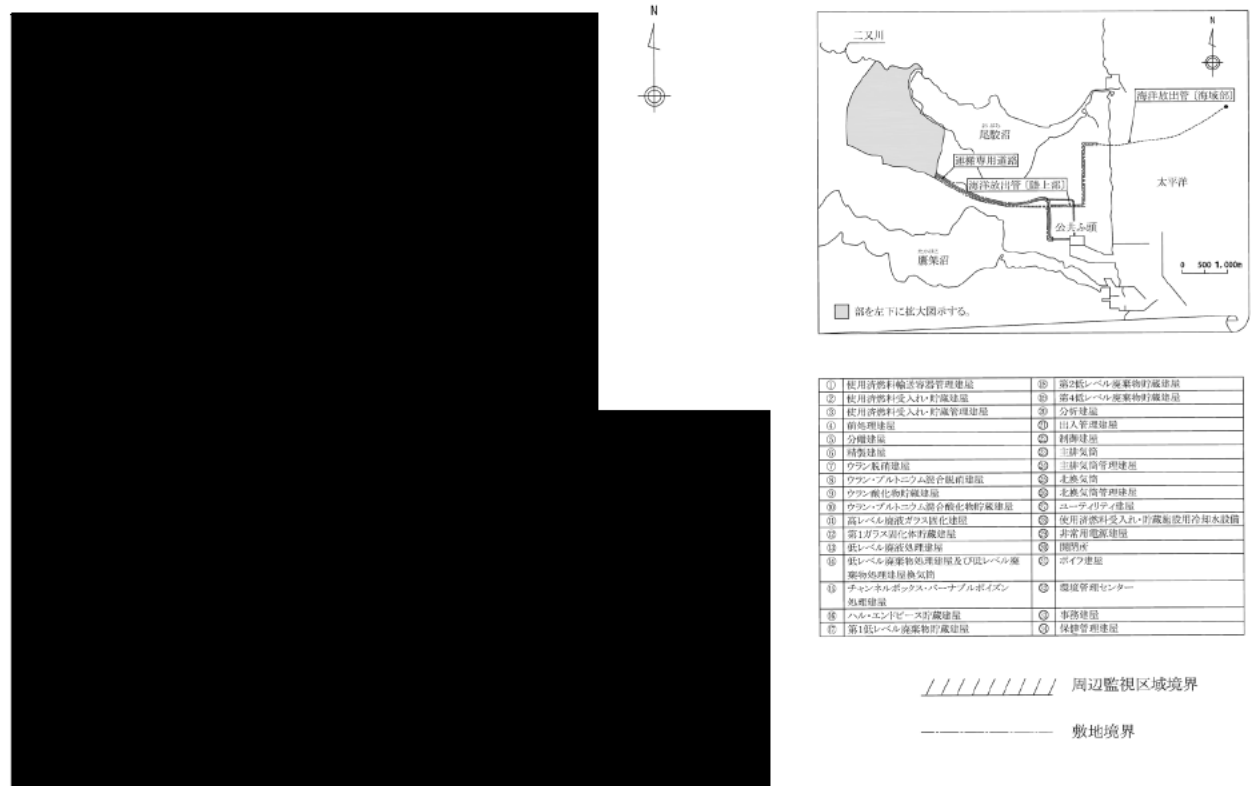
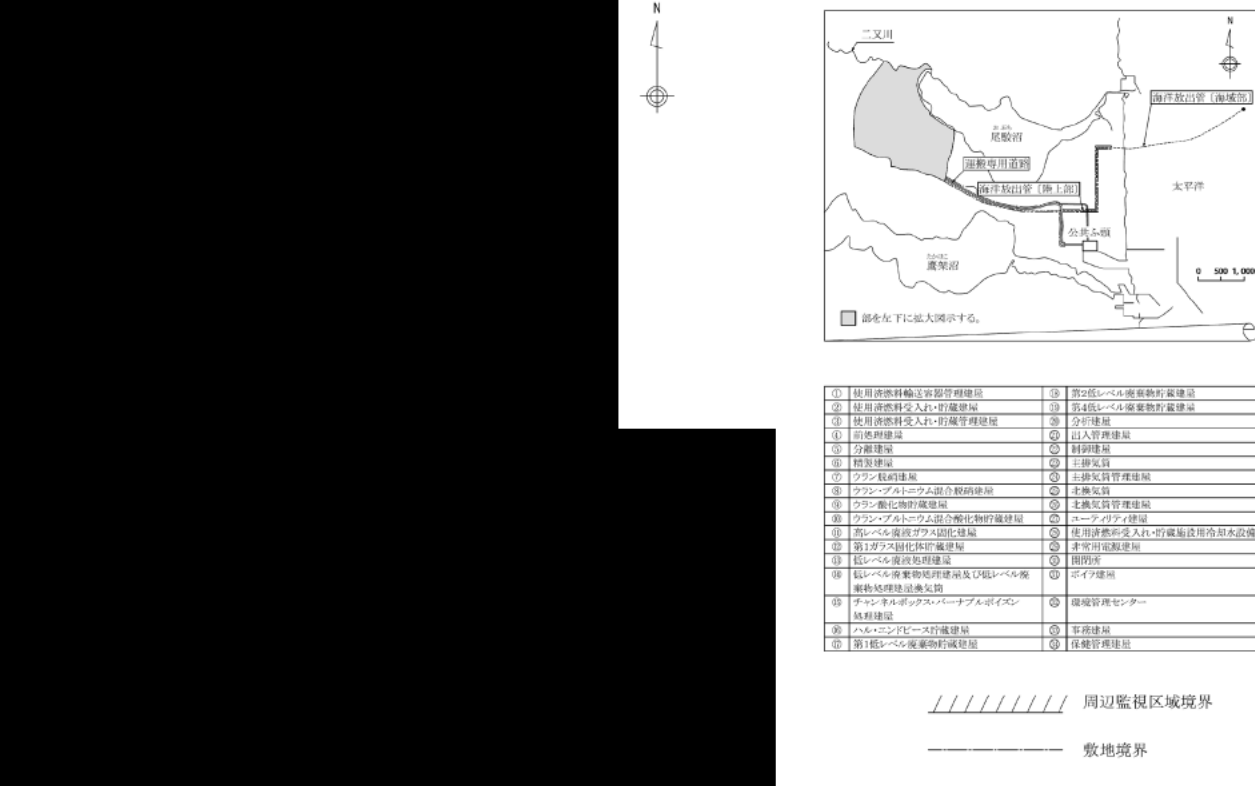
現 行	変更後	変更理由
<p><u>6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>部長の職務（第 17 条 2 項）に記載</p>
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第 5 条（品質マネジメントシステム計画）5.5.2（品質マネジメントシステム管理責任者）、第 17 条（職務）第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第 6 号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図 1（保安に関する組織（第 16 条関係））のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 本規定施行の際、別図 4（保全区域図（第 96 条関係））及び別図 5（周辺監視区域図（第 97 条関係））については、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p>	



再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 4 / 6 )

現 行	変更後	変更理由
 <p data-bbox="468 1774 934 1858">[ ] 保全区域 (ただし、管理区域を除く区域)</p> <p data-bbox="430 1942 905 1984">別図4 保全区域図 (第96条関係)</p>	 <p data-bbox="1706 1774 2172 1858">[ ] 保全区域 (ただし、管理区域を除く区域)</p> <p data-bbox="1668 1942 2142 1984">別図4 保全区域図 (第96条関係)</p>	<p data-bbox="2582 210 2804 294">・保全区域の一部変更</p>

再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 5 / 6 )

現 行	変更後	変更理由																																												
 <p>別図 5 周辺監視区域図 (第97条関係)</p>	 <p>別図 5 周辺監視区域図 (第97条関係)</p>	<p>・保安区域の一部変更</p>																																												
<p>別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第32条関係)</p> <p>1. 安全上重要なインターロック等 (中略)</p> <p style="text-align: right;">( 1 6 / 2 1 )</p> <table border="1" data-bbox="103 1344 1291 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安上特に管理を必要とする設備</th> <th rowspan="2">保安上特に管理を必要とするインターロック等</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用される状態</th> <th rowspan="2">設備に求められる状態</th> <th colspan="3">左記の状態を満足していないと判断した場合の措置</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**</td> <td rowspan="2">0.0kPa以下</td> <td rowspan="2">高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合</td> <td rowspan="2">2系列が動作可能であること。</td> <td>A. 1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後 1直1回 30日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 及び 2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置			条件	要求される措置	完了時間	(略)	ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**	0.0kPa以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後 1直1回 30日	B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 及び 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに	<p>別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第32条関係)</p> <p>1. 安全上重要なインターロック等 (中略)</p> <p style="text-align: right;">( 1 6 / 2 1 )</p> <table border="1" data-bbox="1350 1344 2537 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安上特に管理を必要とする設備</th> <th rowspan="2">保安上特に管理を必要とするインターロック等</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用される状態</th> <th rowspan="2">設備に求められる状態</th> <th colspan="3">左記の状態を満足していないと判断した場合の措置</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**</td> <td rowspan="2">0.0kPa以下</td> <td rowspan="2">高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合</td> <td rowspan="2">2系列が動作可能であること。</td> <td>A. 1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後 1直1回 30日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置			条件	要求される措置	完了時間	(略)	ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**	0.0kPa以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後 1直1回 30日	B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに	<p>・誤記修正</p>
保安上特に管理を必要とする設備						保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置																																				
	条件	要求される措置	完了時間																																											
(略)	ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**	0.0kPa以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後 1直1回 30日																																							
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 及び 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに																																							
保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置																																									
					条件	要求される措置	完了時間																																							
(略)	ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**	0.0kPa以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後 1直1回 30日																																							
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに																																							



## 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 6 / 6 )

現 行	変更後	変更理由												
別表 44 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 44 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 45 放射線業務従事者に係る線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 45 放射線業務従事者の線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 45 の 2 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 45 の 2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 45 の 3 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 45 の 3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
<table border="1" data-bbox="121 598 1299 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 598 284 653">測定場所</th> <th data-bbox="284 598 688 653">測定項目</th> <th data-bbox="688 598 1299 653">測定対象及び測定頻度*<sup>1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="121 653 1299 688">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="121 688 1299 793">* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。</p> <p data-bbox="121 793 1299 825">* 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。</p>	測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>	(略)			<table border="1" data-bbox="1359 598 2537 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 598 1522 653">測定場所</th> <th data-bbox="1522 598 1926 653">測定項目</th> <th data-bbox="1926 598 2537 653">測定対象及び測定頻度*<sup>1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1359 653 2537 688">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1359 688 2537 793">* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定め、実施するものとする。</p> <p data-bbox="1359 793 2537 825">* 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。</p>	測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>	(略)			・誤記修正
測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>												
(略)														
測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>												
(略)														